穂積重威氏
木戸高彦氏
被告木戸幸一弁護人
塩原時三郎氏
是恒達見氏
安部明氏
被告木村兵太郎弁護人
三文字正平氏
高木一也氏
小林俊三氏
松坂時彦氏
菊池誠一氏
被告小磯国昭弁護人
伊藤清氏
上代琢禅氏
被告松井石根弁護人
岡本敏男氏
松沢龍雄氏
近藤儀一氏
小田安馬氏
被告南次郎弁護人
岡本尚一氏
佐伯千仭氏
原清治氏
被告武藤章弁護人
宗宮信次氏
小野清一郎氏
榎本重治氏
被告岡敬純弁護人
島内龍起氏
内田藤雄氏
牛場信彦氏
被告大島浩弁護人
草野豹一郎氏
[illegible]伊三郎氏
被告佐藤賢了弁護人
柳井恒夫氏
金谷静雄氏
[illegible]一氏
被告重光葵弁護人
高橋義次氏
滝川政次郎氏
祝島男氏
安田重雄氏
奥山八郎氏
鈴木勇氏
被告嶋田繁太郎弁護人
成富信夫氏
佐久間信氏
広田洋二氏
被告白鳥敏夫弁護人
高柳賢三氏
戒能通孝氏
加藤一平氏
[illegible]島[illegible]斎氏
被告鈴木貞一弁護人
西春彦氏
加藤伝次郎氏
七田基玄氏
被告東郷茂徳弁護人
清瀬一郎氏
内山弘氏
河北健次郎氏
被告東条英機弁護人
宮田光雄氏
小野喜作氏
池田純久氏
梅津美一氏
被告梅津美治郎弁護人

(英文和訳及び和文英訳は極東国際軍事裁判所言語部に於てこれを行つた)

〔午前九時三十分開廷〕

○法廷執行官　ただいまより極東国際軍事裁判所を開廷します。

○裁判長　平沼、白鳥及び梅津の三被告を除き、全被告出廷、欠席被告は弁護人によつて代表されています。

巣鴨拘置所医務官からの証明書によれば、右三被告は病気のため本日出廷できないとのことであります。この旨記録に留め、証明書は綴込みに入れます。

○法廷書記　アメリカ合衆国、中華民国、グレートブリテン・北アイルランド連合王国、ソビエット社会主義共和国連邦、オーストラリア連邦、カナダ、フランス共和国、オランダ王国、ニュージーランド、インド及びフィリッピン国

対

荒木貞夫、土肥原賢二、橋本欣五郎、畑俊六、平沼騏一郎、広田弘毅、星野直樹、板垣征四郎、賀屋興宣、木戸幸一、木村兵太郎、小磯国昭、松井石根、松岡洋右、南次郎、武藤章、永野修身、岡敬純、大川周明、大島浩、佐藤賢了、重光葵、嶋田繁太郎、白鳥敏夫、鈴木貞一、東郷茂徳、東条英機、梅津美治郎

極東国際軍事裁判所判決

○裁判長　本官は、これから極東国際軍事裁判所の判決を朗読します。表題及び形式的の部分は朗読しません。

〔朗読〕

A部　第一章　本裁判所の設立及び審理

本裁判所は一九四三年十二月一日のカイロ宣言、一九四五年七月二十六日のポツダム宣言、一九四五年九月二日の降伏文書及び一九四五年十二月二十六日のモスコー会議に基いて、またこれらを実施するために設立された。

カイロ宣言はアメリカ合衆国大統領、中華民国国民政府主席及びグレート・ブリテン国総理大臣によつて発せられた。それには、次のように述べてある。すなわち、

『各軍事使節ハ日本国ニ対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ。

『三大同盟国ハ海路、陸路及ビ空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵国ニ対シ仮借ナキ圧迫ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ。右圧迫ハ既ニ増大シツツアリ。

『三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為メ、今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ。右同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ズ。又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ズ。右同盟国ノ目的ハ一九一四年ノ第一次世界戦争ノ開始以来、日本国ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ日本国ヨリ剥奪スルコト、並ニ満州、台湾及ビ澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スルコトニ在リ。日本国ハ又暴力及ビ貪慾ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルベシ。前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ、軈テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス。

『右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ、日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且ツ長期ノ行動ヲ不撓不屈継続スルモノナリ。』

ポツダム宣言(附属書A—一)はアメリカ合衆国大統領、中華民国国民政府主席及びグレート・ブリテン国総理大臣によつて発せられ、後に、ソビエット社会主義共和国連邦がこれに参加した。この宣言中、本件に関連のある主要な規定は次の通りである。すなわち、

『日本国ニ対シ、今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フベシ。』

『無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ駆逐セラレザレバ、平和、安全及ビ正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ吾等ハ主張スルモノナルヲ以テ、日本国国民ヲ欺瞞シ誤導シテ世界征服ノ挙ニ出デシメタル者ノ権力及ビ勢力ハ、永久ニ除去セラレザルベカラズ。』

『「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク、又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及ビ四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ。』

『吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ、又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ、吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ、厳重ナル正義ニ基キ処罰ヲ加ヘラルベシ。』

降伏文書(附属書A—二)は日本国天皇及び日本国政府の名において、また九つの連合国の名において署名された。その中には、いろいろなことのほかに、次の布告、約定及び命令が含まれている。すなわち、

『下名ハ茲ニ日本帝国大本営並ニ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ、一切ノ日本国軍隊及ビ日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ連合国ニ対スル無条件降伏ヲ布告ス。』

『下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト、並ニ右宣言ヲ実施スル為メ、連合国最高司令官又ハ其ノ他特定ノ連合国代表者ガ要求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ発シ、且ツ斯ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本国政府及ビ其ノ後継者ノ為ニ約ス。』

『天皇及ビ日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ、本降伏条項ヲ実施スル為メ適当ト認ムル措置ヲ執ル連合国最高司令官ニ服従セシメラルルモノトス。下名ハ茲ニ一切ノ官庁、陸軍及ビ海軍ノ職員ニ対シ、連合国最高司令官ガ本降伏実施ノ為メ適当ナリト認メテ自ラ発シ又ハ其ノ委任ニ基キ発セシムル一切ノ布告、命令及ビ指示ヲ遵守シ且ツ之ヲ施行スルコトヲ命ズ。』

モスコー会議(附属書A—三)の結果、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン国及びソビエット社会主義共和国連邦の各政府によつて、またこれらの各政府の間に、中華民国の賛同を得て、次のことが協定された。すなわち、

『最高司令官ハ日本降伏条項ノ履行、同国ノ占領及ビ管理ニ関スル一切ノ命令並ニ之ガ補充的指令ヲ発スベシ。』

右の機能に基いて、連合国最高司令官マックアーサー元帥は一九四六年一月十九日に特別宣言書により、「平和ニ対スル罪又ハ平和ニ対スル罪ヲ含ム犯罪ニ付キ訴追セラレヲル個人又ハ団体員又ハ其ノ双方ノ資格ニ於ケル人人ノ審理」のために本裁判所を設置した。(附属書A—四)。この宣言書によつて、裁判所の構成、管轄及び任務は、同日最高司令官の承認を得た裁判所条例中に規定されたところによると宣言された。本裁判所の開始に先立つて、この条例は数個の点で修正された。(修正された条例の写は附属書A—五にある。)

一九四六年二月十五日、最高司令官は各連合国からそれぞれ指名された九人の裁判官を任命する命令を発した。この命令もまた、「裁判官ノ責任、権力及ビ任務ハ同裁判所条例中ニ規定セラレアリ。」と規定している。

裁判所条例に加えられた修正の中の一により、インド及びフィリッピン国によつて指名された裁判官を任命することができるようにするため、裁判官の人数の最大限は九名から十一名に増加された。最初に任命されたアメリカ及びフランスの裁判官が辞任したので、その後任として、その後の命令によつて現在の裁判官が任命され、またインド及びフィリッピンの裁判官が任命された。

裁判所条例の第九条(ハ)の規定に従つて、各被告は、裁判の開始に先立ち、自己を代表する者として、みずから選んだ弁護人を指名した。かくて、各被告とも、アメリカ人弁護人と日本人弁護人によつて代表されている。

一九四六年四月二十九日、裁判所によつて採用された手続規定に従つて、あらかじめ被告に渡されていた起訴状が裁判所に提出された。

起訴状(附属書A—六)は、一九二八年一月一日から一九四五年九月二日までの期間中の平和に対する罪、通例の戦争犯罪及び人道に対する罪について、二十八名の被告を訴追する五十五の訴因を挙げた長文のものである。

それは次のように要約することができる。すなわち、

訴因第一では、全被告について、一九二八年一月一日から一九四五年九月二日までの間に、東アジア、太平洋及びインド洋とこれに接壌する諸国及び隣接する諸島嶼とにおける軍事的、政治的及び経済的支配を獲得しようとする日本の目的に反対する国または国々に対して、日本をして単独または他の諸国とともに侵略戦争を行わせるために、指導者、教唆者または共犯者として共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第二は、全被告について、右と同じ期間を通じて、日本をして遼寧、吉林、黒竜江及び熱河の中国諸省(満州)の完全な支配を獲得するために、中国に対して侵略戦争を行わせる共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第三は、全被告について、右と同じ期間にわたつて、日本をして中国の完全な支配を獲得するために、中国に対して侵略戦争を行わせる共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第四は、全被告について、東アジア、太平洋及びインド洋とこれに接壌する諸国及び隣接する諸島嶼とにおける完全な支配を獲得するために、日本をして単独または他の諸国とともに合衆国、全イギリス連邦、フランス、オランダ、中国、ポルトガル、タイ、フィリッピン及びソビエット社会主義共和国連邦に対して、侵略戦争を行わせる共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第五は、全被告について、日独伊がおのおのその勢力圏内において特別の支配権をもつとともに――日本の勢力圏は東アジアと太平洋と印度洋にわたるものとして――これらの三国が全世界の完全な支配を取得するという目的に対して、いやしくもこれに反対するあらゆる国に対する侵略戦争において、右の三国が相互に援助するために、ドイツ及びイタリアと共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第六ないし第十七は、全被告について、訴因中に名を挙げられた諸国に対する侵略戦争を計画し、準備したものとして訴追している。

訴因第十八ないし第二十六は、白鳥を除いた全被告について、訴因中に名を挙げられた諸国に対する侵略戦争を開始したものとして訴追している。

訴因第二十七ないし第三十六は、全被告について、訴因中に名を挙げられた諸国に対する侵略戦争を遂行したものとして訴追している。

訴因第三十七は、被告中のある者について、一九〇七年十月十八日のヘーグ第三条約に違反して、合衆国、フィリッピン、全イギリス連邦、オランダ及びタイに対して不法な敵対行為を開始することにより、これらの諸国の軍隊の人員及び一般人を殺害する共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第三十八は、右と同じ被告について、一九〇八年十一月三十日の合衆国と日本との協定、一九二一年十二月十三日のイギリス、フランス、合衆国、及び日本国の条約、一九二八年八月二十七日のパリー条約並びに一九四〇年六月十二日のタイ日本友好条約に違反して、敵対行為を開始することにより、軍人及び一般人を殺害する共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第三十九ないし第四十三は、右と同じ被告について、一九四一年十二月七日及び八日に、真珠湾(訴因第三十九)、コタ・バル(訴因第四十)、香港(訴因第四十一)、上海における米国砲艦ペトレル号上(訴因第四十二)、及びダバオ(訴因第四十三)において、殺害を行つたものとして訴追している。

訴因第四十四は、全被告について、日本の権力内にある捕虜及び一般人を大規模に殺害する共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第四十五ないし第五十は、被告中のあ

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp